

平成19年 第1回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成19年3月8日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成19年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 陳情について

日程第2 発議第1号 由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第3 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 陳情について

日程第2 発議第1号 由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第3 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員(24名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 小野二三人君	19番 吉村 幸治君
20番 工藤 安雄君	21番 丹生 文雄君

22番 三重野精二君

23番 生野 征平君

24番 山村 博司君

25番 久保 博義君

欠席議員（2名）

12番 藤柴 厚才君

26番 後藤 憲次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君

書記 衛藤 哲雄君

書記 吉野 貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	防災危機管理室長	浦田 政秀君
総合政策課長	野上 安一君	行財政改革室長	相馬 尊重君
財政課長	米野 啓治君	国体準備室長	工藤 浩二君
産業建設部長	篠田 安則君	契約管理課長	長谷川澄男君
農政課長	平野 直人君	建設課長	荻 孝良君
健康福祉事務所長	今井 干城君	環境商工観光部長	小野 明生君
環境課長	麻生 哲雄君	商工観光課長	吉野 宗男君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
体育振興課長	佐藤 省一君	中央公民館長	佐藤 和利君
消防長	二宮 幸人君		

午前10時00分開議

議長（副議長 久保 博義君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

後藤議長は、入院中のため欠席です。したがって、地方自治法第106条第1項の規定に

より、副議長の私が議長の代理としてその職務を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人です。後藤議長及び藤柴議員が欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長並びに各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

議長（副議長 久保 博義君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、15番、佐藤人巳君の質問を許します。

議員（15番 佐藤 人巳君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして質問をしたいと思います。

けさは皆様方もお感じのとおり、大変寒い朝を迎えまして、私どもの地区もけさ起きてみますと、雪が舞っておる状態でありました。執行部の皆さん、また、私含めましての同僚議員の皆さまも健康管理には十分に気をつけてまいりたいものであらうと思います。またそれと、逆にけさの天候のように、私の質問に対しましての、また、寒い、また、冷ややかな御回答のないように心からお願い申し上げまして、ただいまから通告順に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、1番目の市職員の交通違反者に対する処分規準の設定問題についてお伺いをいたします。

ここ数年公務員によるたび重なる飲酒運転での事故が新聞、テレビ等で取りざたされてきました。その時節には職員はみずからを戒め、「飲んだら乗るな」をモットーにしてきたものと推察するところであります。我が由布市には飲酒運転をする職員はいないと信じています。最近はマスコミでも取り上げることもなく、全国的に自粛傾向であると感じられます。

がしかし、今後も絶対ということはないかもしれません。市長は全職員に厳重に注意をし、違反者の出ないように御指導しているものと拝察いたします。仮に違反者が出た場合、我が由布市として従来の処罰をするのか、由布市独自の厳しい処罰を考えていくのか、お伺いをいたします。あってはならない事故を起こした場合、相手の死亡、重傷、軽傷、物損、無損害等に種類分けし、処分規準を制定することにより、職員に対して自粛自制を促し、違反者の出ない職場になるものと思います。処分の公平さを重んじられるものと考えますが、市長はいかがお考えか、お伺いをいたします。

続きまして、2番目です。

平成18年の9月議会で、不法投棄について質問をいたしました。再度質問をさせていただきます。豊かな自然と生活環境を守っていくことは、我々の時代はもちろんのこと、子々孫々のためにも大事なことでありと認識をしています。環境破壊の抑止は地球規模での問題と言っても過言ではありません。寒い冬は遠ざかり、異変を感じられる最近であります。

こうした現実を踏まえ、国は平成5年に環境基本法を制定し、6月5日を環境の日と定めています。「国及び地方公共団体は、環境の日にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。」とありますが、由布市において担当課としてどのような事業をしているのか、再度お伺いをいたします。

環境保全は一自治体の取り組みだけでは効果が上がらないという問題もあるでしょうが、市民の意識を高め、市としての取り組む姿勢を明確にし、環境保全条例の周知を図ることも必要ではないでしょうか。先般の答弁で、環境保全審議会を立ち上げ、9名の方に委嘱をしているとのことでした。今日までの活動状況をお聞きいたしますとともに、担当課としてどう取り組んできたのか、お伺いをいたします。

県道、市道の改良により旧道部分に不法投棄が見受けられますが、今後の対策も含めお伺いをいたします。

3番目、土石流被害が予想される災害防止策について、旧庄内町大津留地区において山林数ヘクタールの伐採が行われています。1ヘクタール以上の伐採については、伐採許可書が必要であるため、担当課はおおむねどのような状態かは把握しているものと考えます。山主が売り、業者が買うことには何ら問題はないのですが、余りにも一時の伐採で大きな面積の山が丸裸になり、さらに、見上げるほどの傾斜度を持ち、恐らく大雨のときに土石流として流れる可能性は大であります。数十メートルの位置に民家があり、家屋が、そして、市民の生命がなくなる危険があります。行政は被害が起きなければどうすることもできないというのが一般回答であります。このことについては私も認識をしていますが、現実に市民の財産と生命が失われた後に対策を講じて、全く無意味であろうと考えますが、市長はいかがお考えか、お伺いをいたします。

次に、4番目です。街灯の電気料の負担についてお伺いをいたします。

由布市が合併により誕生して早くも1年5カ月がたちました。融和、協働、発展を基本理念としてまちづくりをしている市長に心から敬意を表する一人であります。市長が常に言われます公平さを考えますと、非常に大事なことでありと認識をしています。由布市が一つになるためにも旧3町間で疑問視することがあってはならないと考えます。街灯の電気料がある旧町では無料、いわゆる市の財源を使っているということです。ある旧町では小さいこととされると思いますが、少ない戸数で形成をしている班で賄っている現実をどうお考えか、お伺いをいたします。

回答によりましてはこの席で再質問をさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、15番、佐藤人巳議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の交通違反の処分規準についてでございます。

昨年の8月25日に福岡市の職員の飲酒運転事故による幼い3人の命が奪われた事件がございました。この事故を契機に全国的に飲酒運転を抑止する機運が高まってまいってきております。

由布市もこの事故直後に全職員に対して、飲酒運転が発覚した場合は厳罰に処するという内容の通知を出し、綱紀肅正を促したところであります。議員御指摘の処分規準につきましては、由布市職員の懲戒処分の基準を設けておりまして、その内容は、酒酔い運転で人を死亡させ、または重篤な障害を与えた場合は免職。酒酔い運転で人に障害を負わせた職員は免職または停職。酒気帯び運転で人を死亡させ、または重篤な障害を負わせた職員は免職、停職または減給とするなどの内容になっております。

この懲戒処分基準は人事院策定の指針に沿ったものでございます。現在の基準のままでよいのかということにつきましては、今後十分検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、たび重なる公務員の飲酒運転事故の原因は、公務員としての自覚の欠如、日常生活における緊張感の欠如から来ているものと思います。処分が厳しいから飲酒運転はしないというのは人間として大変寂しいことではあります。また、人の心理として考えられることでもあります。私は、由布市の職員から不祥事を起こさないように、また、飲酒運転は犯罪行為であることを機会あるごとに再認識させまして、交通違反の撲滅を図りたいと考えております。

2点目の産廃を含む不法投棄及び環境保全についてでございます。

まず、環境の日にふさわしい事業を実施していますかとの質問ですが、環境課では環境の日に属する環境月間を中心とした取り組みとして、合併前より各町で実施していました自治会や老人会、福祉施設、由布市建設業協会などの団体が実施している道路沿いの空き缶拾い等の活動などについて、側面から支援を行っております。今後は環境月間にあわせて市報等を活用し、活動を積極的に行ってまいりたいと思いますが、全市民挙げて一斉にそういう環境美化を行うことも考えてまいりたいと思っております。

次に、環境保全条例についてでございますが、現在の由布市の環境保全に関する条例につきましては、開発関係に係る挾間町環境保全条例と湯布院町まちづくり条例、騒音・臭気等に係る庄内町環境保全条例が、それぞれの地域ごとに暫定施行されているものでございます。今後は、由布市の環境保全を目的とした全市を網羅する条例の制定に向けて準備を進めてまいります。また、議員質問されているように環境保全の審議会は、庄内町環境保全条例に係る環境保全審議会のこ

と思われましても、9名の委員さんを委嘱させていただいておりますけれども、具体的な諮問は現在しておりません。また、その後開催もしておりません。

次に、不法投棄等の質問についてでございますが、県が実施している廃棄物パトロール活動の中で、定期的に由布市内のパトロールも行っているところでございます。その中で、特に不法投棄の多い地域などをパトロールコースに組み入れていただくように保健所をお願いをしているところでございます。

また、今年度は、県・県産業廃棄物処理業協会別杵国東由布支部の御協力のもとで、11月15日と12月6日の2日間にわたりまして、挾間町赤野地区の廃タイヤと庄内町阿蘇野地区の農機具等の不法投棄廃棄物について、撤去作業を実施したところでございます。旧道の残地部分などの公共用地の不法投棄については、各市民サービス課の職員が回収し、各庁舎等で保管、その後、業者に依頼し処分をしております。さらに、現場には、看板等の設置を行うなど再発防止策を講じるようにしております。不法投棄を含め、環境の問題は、今後も大きな問題でございます。行政はもとより、市民を始め地域や関係機関との連携を十分に図りながら、積極的な啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、土石流被害が予想される災害防止策についてでございます。

庄内地域北大津留地区で5名の方が所有する2.5ヘクタールの山林の40年から50年生の杉及びヒノキの売買が成立して、昨年10月下旬より木材業者によりまして伐採が始まりました。この地域は県が急傾斜崩壊危険箇所として調査した庄内町全体で143カ所の1カ所でございます。10月下旬に一市民の方から森林の伐採によりまして集中豪雨、台風等で土石流が発生する可能性があり、現状を調査して、その対策をしてくださいとの要請がございました。その後、関係各課に指示をいたしまして、現地の調査を行わせました。現在、森林を伐採する場合、伐採する面積にかかわらず伐採する30日前までに「伐採及び伐採後の造林届書」を提出しなければならないとなっております。伐採の途中ではありましたが、木材業者を指導して、届書を提出させ、伐採後は、山林の整備をし、危険な状態をつくらぬよう森林所有者、木材業者に責任をもって処理するよう指導をしているところでございます。今はまだ木材の搬出が終わっておりませんが、木材業者に対し土石流等々が発生しないように伐採後の手当をするよう指導をしておりますが、森林所有者からは伐採後、杉、ヒノキ等を植林する届け出が出されております。

次に、4点目の街灯電気料の負担についてお答えをいたします。

街灯の設置につきましては、自治区で設置された物、または議員御指摘の班レベルで設置した物、あるいは二、三人で設置された物など、市内全域で相当数の街灯が設置されております。これらの電気料の負担は、基本的に自治区など受益者で負担しているところでございます。しかし、公的施設の周辺や通学路、または旧町時代の歴史的経緯から由布市が負担している箇所も若干あ

と思っています。今後とも公平な行政運営の観点から、市民に理解をいただけるよう検討してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） それでは、1問目から再質問をさせていただきます。

まず、飲酒運転での、要するに、厳しい条例を制定したらどうかという一つの提案ですけれども、昨年度県は11月議会において厳しい条例を制定いたしました。飲酒運転の事故についてはもう一発懲戒免職というものを制定しています。それにおいて今の条例も市長の答弁では若干見直していかなばならないというふうにありますので、そういう点を踏まえながら、私は厳しくすればなくなる、それは若干おかしいとは思ひますけれども、職員そのものの公務員としての意識づけ、それが大事であると思ひておりますし、そのことによりまして、例え極端な話がAさん、Bさん、Cさんと、3人の違反者が出た場合に若干の内容のずれで処罰が仮にずれ込んだ場合、同じ処罰をするのに、いや、あの人より私はちょっとこういう条件だから、もうちょっと軽くてよかったのではないかなというようなまた問題が起きては、そこに市長としての判断の指摘をまたされるのではなからうかなというふうに考えます。

それによりまして、私はそういう由布市なら由布市の厳しい制定をしておけば、どこのだれが仮に起きた場合にしても、私はそう頭を抱える必要もないし、その条例に対しての判断を下していけばいいのではなからうかなと、それが職員に対しての公平さにつながっていくのではなからうかなというふうにも考えております。その点につきましてまた今後どうしていくのか、ちょっとじゃあ答弁を。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 職員が事故を起こした場合ということで、そういう飲酒運転の場合は自分の意思で飲酒をするわけでありまますから、これは公務員としてどうしても許すことはできないと思ひますが、そういう場合の事故の処分につきましては本当に公平性をまず第一にして処分をしてまいりたいと思ひますし、その基準も皆さん周知の上で、その基準に沿った処分をします。そのためにはその基準の設け方を本当に慎重につくって行って、だれもが公平感を認知することができるような、そういう形にしていきたいと思ひます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） それでは、今市長の答弁でそういうことの方角でやっていくということでありまますので、どうか厳しいかもしれませんけれども、市民が仮に、逆に犠牲になつてみても、加害者としての責務で厳しい措置をしていく、そういうものをつくり上げていくことが必要であると思ひます。どうかそういう方角に向かつてよろしくお願ひを申し上げたいと思

います。

続きまして、まず、環境課の方にお伺いをいたします。

先ほど言いましたように、審議会の活動状況は今答弁で諮問をしてないということでありました。それともう一つは、18年の11月に県の産業廃棄物処理業協会が中心でボランティア活動をして、数カ所の不法投棄の撤去作業を行うということでしたが、その結果が赤野の不法タイヤの撤去、また、阿蘇野の農機具の撤去の2件だけだったのか、また、それ以外にそういう不法投棄の現実はなかったのか、そして、どういう調査をした結果でこうなったのか、お知らせをいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長です。佐藤議員さんの御質問につきましてお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、挾間町赤野地区では古タイヤ200本を回収撤去しております。それから、阿蘇野地区につきましては農機具等40立方メートルありまして、これは1日では片づかなくて、2日間で回収したという実績があります。あと先ほど市長の答弁の中にも入れておりましたが、挾間振興局の裏とか、庄内町役場の裏とか、湯布院もそうですけど、そういう公共用地、個人はできたら個人の責任で管理していただきたいんですが、公共用地とか、先ほど言いましたように道路の端とか、そういう部分の分を、市民サービス課が回収した分を先般12月予算で補正予算もお願いしましたけど、先般回収しております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） 今の答弁で、個人の所有するところのごみは個人の方でという御回答でしたんですが、個人の所有するところに自分ところが捨てた場合は、それは当然責任は持てるんですけども、全然何年かして、今最近、山の方には余り毎日行くという姿もないんですけども、ちょっと半年ぶりに山に行ってみると、ものすごい量の物が捨てられているという現実、私は由布市内かなりあるのではなからうかなと思います。だから、そういうものに対して、じゃ捨てた場所が個人のものだから、じゃおたくの方でどうにかしてくださいということでいいのか、担当課としてそこのところはどうお考えでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 佐藤議員さんの御指摘のように、私も少し持ってますけど、うちの山にも不法投棄があります。それで、これはなかなか個人のあれとで難しい問題なんですけど、啓発だけではどうしてもいけない。特に、そういうのを捨てるというのは山とか林道の奥の人家のないようなところに、夜だれもないときに捨てるのかというのがありますので、その辺行政の考

え方としては個人の土地は個人で管理してほしいというのが基本的な態度ですが、その辺も何らかの方法がないかというようなことを検討していきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） できるだけ、それと、担当課として職員が不法投棄が由布市内に本当に全部把握しているのか、場所で、それだけの行動を起こしたのか、そしてまた、今後審議会等の設定もしておりますけれども、私は、先ほど市長の答弁では9名という、これは庄内町関係の継続だと思ひまして、多分9名ぐらいにしてと思うんですけども、本当は監視員とか、そういうものの設定をして、かなりの地区に最低1人ぐらいの者の配置をしておかないと、不法投棄というのは本当になくなるということはないのではなからうかなというふうに懸念しておりますけれども、その点についてお伺いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 佐藤議員さんの御指摘のとおりでございます。昨年議員さんから指摘もありましたので、まだはっきり申して、そここのところは12月議会でも二宮議員さんですか、一部出たと思ひますけど、新年になって早急に監視員さんの方の委嘱もしたいと思っておりますし、あとそこ辺で職員がしたかということですが、何分そこ辺全町回ったというあれもありませんので、その辺も含めて不法投棄等の解消に努めたいと思ひます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） 担当課としては職員も回ってないということですが、少ない人数の職員の中で、全地区くまなく回れというのもどうかと思ひますけれども、私ども議員関係も各地区から出ておるわけですし、そういう人たちにもそういう情報はないのか、情報提供を求める手段、そういうのもまた考えていかなばならなんのじゃないですかね。

それと、各自治区の区長さんですか、そういう方々にもそういう情報提供を依頼すれば、少ない人数が何十人、何百人という監視の目になっていくし、また、情報提供も入ってくるのではなからうかなというふうに思ひますけれども、だから、そういう提供を求めていかないと、少ない人数で、これは本当に山に入って探して歩いても非常に難しい問題だと思ひますし、それと、あわせまして、まず、道路あたりの改良、特に、県道あたりも市道を含めてバイパス的なものが、今までカーブ、カーブのところはかなり直線になってきて、旧道が残る可能性が高いんです。本当そこあたりは道路が新しくなると、ほとんど人は通りません。そういう部分に非常に多いんですね。私ももう今既に3カ所ぐらいにかなりこれは何だというような物が捨てられる場所を把握しております。

だから、これは捨てられる場所が県道の下だから、橋の下だからとかいうものではなく、捨てられる場所が由布市であれば、由布市の方で何らかの対策を講じていかなばならないのではなからうかな

ろうかと思えますけれど、その点を答弁お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 議員さん御指摘のように、自治委員さん等をお願いして情報提供をしてもらおうとか、いろいろそういう方法も検討してみたいと思えますし、いろいろ御指摘、旧道部分とかいただきましたので、その辺もどういう方法がとれるかなとか、内部の方で検討していきたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） わかりました。今後そういう情報提供を依頼して、その上での対策を十分に講じていただきたいと思えます。きれいにしましょうとか、ほいじゃ空き缶拾いで何かきれいになったというような印象づけは環境問題でもよく取り上げられまして、また、そういう御回答をいただいたりすることも多いんですけれども、現実にそういうところが根本的に一番汚染のもとであると思えますし、今取りざたされております地球温暖化のあれにもつながっているのではなからうかなというふうにも思えますので、その点を十分に考慮しながら、今後対策を講じてほしいと思えます。

それと、6月5日の環境の日の事業で、合併前より実施している旧町単位ですけど、福祉団体、社協がリードしながら若干いろんな団体に要請をしながら空き缶拾いをしたりとかいうような行事がとり行っております。その点につきましても、6月5日に私は環境の日というものを国が制定しているんですから、それにふさわしい由布市全体での行動がとり行われるよう、先ほど市長も言いましたけれども、そういう事業を設定していくことが私は大事ではなからうかなと思えます。どうか市長もその点踏まえまして、どうかそういう事業を何か、やはり由布市はすごいなと、6月5日は、由布市は独自でこんだけのものをやっているとというものを設定してほしいと思えます。

それから続きまして、土石流問題ですけども、先ほどのあれで調査をしたと、指導をしている、山主は伐採の後、植栽をする、それは非常にすばらしいことであります。

がしかし、急傾斜崩壊地区の指定にはなっておりますけれども、現実にまず今数件ぐらいの家がその山の下に現実に控えておるわけです。その距離が余りにも近いわけです。

だから、そういう点につきまして業者さんが今入っておりますけれども、この業者さんも県下でも有名な、どちらかといいますと、余り要望に御期待をできない方に近い業者さんだというふうに解釈を持っておりますし、あちこちで裁判もかなりやっておる現実は見受けられますし、だから、ただ口頭でほいじゃこっだけ指導したから問題が解決するという問題ではないのではなからうかなというふうに思えます。

だから、担当課としてどこまでの調査をしているのか、また、どこまでの業者に対して範囲の指導をしているのか、ちょっとお伺いします。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

農政課長（平野 直人君） 15番議員にお答えをいたします。

最初に、土石流の指定地域ということでありましたんですけれども、これは先ほど市長が申し上げましたように140数カ所を庄内地域で調査したところの1カ所ということでございまして、指定だとか、認定だとかいう言葉の中で指定されたものではないということをお認めしていただきたいというふうに思っております。材木業者が森林組合みたいにきちっと後の整備をして帰らない業者ということにつきましては、うわさではそういうふうに私どもも聞いております。

でありますので、山主もすべて北大津留地域の皆さんの土地でございます。両者を一堂に集めて指導しているところでございまして、部分的には本当に議員御指摘のとおり、本当見上げるほどの傾斜地だというふうに認識をしております。それがゆえに材木を搬出するために道を切り開いて材木を出しております。それが一つの水道になるのではなからうかという懸念もされております。

でありますので、部分的にはしがら等で組んで、土砂が下に落ちないように指導をしているところでございまして、まだまだ現場を行ってみますと、切り倒しただけで、まだ玉切っていないところもあります。少し時間かかると思いますがけれども、いずれにいたしましても、今後そういう手当を可能な限りやらせるべく指導しなければいけないというふうに思っておりますし、工事後に対して地元を含めた指導をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） 市民の財産と生命がかかっている問題でありますので、そこに私は数百メートルぐらいの距離があるとかいう問題であれば、心配しないと言いますと若干語弊ありますけれども、数十メートルと数百メートルではものすごい近いわけですね。とっと自分方の裏山が今度幸いにして秋ぐらいからの伐採で、まだ大雨が降った形跡がないわけですがけれども、台風等の本当に大雨が来た場合に、その民家が本当に土石流の中に埋もれて財産、生命が失われた場合、その可能性というのは完全にだれが見ても一目瞭然なんです。

だから、そういう場所で、今までの回答というのは、それは確かに災害が起きなければ何も講じることはできないんだということは、私どもも議員になってからそういう話を随分と聞いておりますけれども、それが本当の道なのか、人間の道理として、行政としてそういう99%に近い危険度のあるところに対して私は何らかのものを考えておかないといけないのではなからうかなというふうに考えております。

それと、それにつけ加えまして市道で、今市道ですけど、市道も今大きなキャタピラの重機で材木をいっぱい積んで、そして、若干市道も今壊れておりますし、それから、そのそばに水道のタンクがあります。

だから、水道のタンクの周りの擁壁、要するに、フェンスを張ってるんですけど、大概タンクの周りにフェンスを張って擁壁を築いておりますけど、そのフェンスも既に20センチから30センチ近い段差がついてずれ落ちる、ひょっとしたら崩壊するんかなというぐらいのあらゆる振動がしますので、そこらあたりのもので、ただそういう土石流だけの問題でもなく、周辺、その部落がそういう業者の中でかなり、市道部分も傷んでる。だったら建設課としては、これは工事が終わった後、また、その仕事が終わった後はもとに戻してほしいというような指導もするべきだと思いますし、本当にこの業者は仕事が終わったら多分、帰ったら二度と来んです。それで県下有名なんですから、本当にやりっ放し業者と、言葉は悪いんですけど、そういうふうに言わざるを得ない内容であります。

だから、そこらあたりで市民としては、業者は逃げてしまったは、だれにも頼るところがない。どうしても行政の方に何とか何らかの方策はないのかなという、頼らざるを得ない状態でありますことを認識をしておいてほしいと思います。

それと続きまして、街灯問題です。

街灯の電気料の問題なんです。確かに私のこの発言を聞いて、こんな小さな問題を、えっ、何でこんな質問に取り上げるんだらうという方々もかなり多いのではなからうかなと思います。

がしかし、私は小さいこういう問題が解決をしていかないと、夢の話の理想の話ばかりが、大きなことを言ってもそこがまかり通って、小さいものが切り捨てられる、そういうことが現実起こった、そういう行政であってはならないと僕は思うんです。道路だって一緒です。新しい道路をつくっても、今使ってる道路のくぼみをだれもようしない。行政が一切よくしなかったら、石ころ、仮に大きな石が落ちても取り合わんやったら、これは何にも意味がないわけですね。

だから、私は小さいものが一つ一つ解決して行って、初めて大きなものにつながっていくのではなからうかなというふうに私はそう考えて、今までも小さな問題も取り上げながら質問をしてみいました。例えば、担当課にお聞きしますけれども、先ほど市長も答弁の中に若干述べておりましたけれども、そういう無料になっている現実というものはどのくらいあるんでしょうか、お聞きをします。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。街灯等の料金の問題でございますが、無料になっているものと地域で支払っているものということでございますが、今3町が合併してそれぞれ今契約管理課の方で、料金を市が支払っている分については契約管理課の方で払っております。

それで、箇所数についてはちょっと把握ができていないんですが、内容といたしましては橋の照明と、それから、トンネル内の照明、それから、住宅団地とか、公園、それから、トイレ、そ

れから、幹線道路等の街灯について支払いをしているという状況でございます。

それで、早く言いますと、庄内町で言いますと通学道路で、庄内中学校の関係の通学道路がそういう市が支払っているものであろうかと思っております。それ以外につきましては地域で電灯料は支払いをしているということでございます。1灯について契約管理課で支払っているのは月215円、1灯当たりですね。そういう支払いをしている状況でございます。箇所数についてはちょっと今から調べさせていただきますので、また後ほど返答させていただきます。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） 私も今建設水道常任委員会に所属しておりますけれども、陳情で上がってきましたように、湯布院地域では恐らくかなり防衛庁の補助でつくられたものが、かなりあるのではなかろうかなというふうに思います。そういう補助を受けたものでも、電気料は市が払ってるものがないのか、その辺もお聞きしたいんです。

議長（副議長 久保 博義君） 課長。

建設課長（荻 孝良君） 防衛事業という特定な事業の中での分については、まず多くはないというふうに感じてはおります。特に、地元の並柳、若杉地区の分については、これ太陽光電池を使用した街灯でありますし、由布院駅から川西までの通学路については防衛庁事業でやっておりますが、これは先ほど部長が申し上げましたように通学路という観点から、市が電気代を払っているというふうに認識しております。そのほかの部分については、まず乙丸の商店街等については地元商店街の組合が電気料は払っております。ほかの分についてはちょっとまだ把握しておりません。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） 先ほどから御回答の中で通学路、通学路という言葉がよく出てまいります。確かにそれは通学路の中で街灯のついてるところの電気代というのは私も認識はするわけですが、では、通学路というのは、はいじゃ私どもの中山間地域で子供が通っております。やっぱりこれも通学しているんで、歩いてるんです。そういう中で、街灯があるのは、それは通学路じゃないのか、そういうふうに理屈的に言いますとそういうふうになってくるのではなかろうかなと思うんです。

だから、私はそういうのも含めまして、そういう小さな金額であるにかかわらず、そういう公平さから見たときにそういうものは今後是正していく必要もあるのではなかろうかな。そして、初めて市民の方々もその辺に御理解をいただいたときが、初めて本当に融和というものが図られていくのではなかろうかなというふうに思いますので、市長、今後の方針をお願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほど課長等も答えたとおりでありますけれども、地域の方々が地域の利便性とか、そういう意味での街灯と、それが通学路と重なってる部分もあると思います。

ただ、由布院の駅裏から湯布院中学に行く部分については、地域の生活道としてもあるんですけれども、密着したものではないと。そういうことで、そこは通学路に市が公費で負担しているという形になっていると思いますが、そういうすみ分けとか、そういうことをきちんとして、そして、市民の皆さんがなるほどとわかっていただけるような形にしていきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

議員（15番 佐藤 人巳君） それでは、いま市長が答弁なされましたけれども、私はどういう地区であろうと、そういう差別と言ったらおかしいんですけれども、そういう公平さ、平等性に欠けることが市政の中であってはならない、あるべきではないというふうに思っております。

だから、私の言いたいのは特例とか、特別だと、ここは特別な地区なんですよというものがそれにかこつけてすべてのものが補助金で賄う、そういうものが生まれたら、これは由布市そのものの融和というものは僕は図られていかないのではなからうかなというふうに考えます。

それで、今後そういうものの数が一つでもなくなることを心から要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、15番、佐藤人巳君の一般質問を終わります。

.....
議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩します。再開は11時。

午前10時50分休憩

.....
午前11時02分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

次に、4番、新井一徳君の質問を許します。

議員（4番 新井 一徳君） おはようございます。まず、通告に基づきまして質問をしたいと思いますが、質問に入る前に、去る2月25日、未来館において、午前中は生涯学習フェスティバルがありました。由布高校の「岩戸開き」のすばらしい神楽を見せていただきました。日ごろからの猛練習の成果を目のあたりに見せられ、今の若者も捨てたものではないと改めて感じました。午後からは13時より「フォーラムYUFU」があり、最初は、由布コミュニティ（地域の底力）再生事業の事例発表が3例、由布川東部4地区、大津留振興会、湯平区がすばらしい成果を上げていました。続いて、鹿児島県鹿屋市柳谷町内会会長、豊重哲郎先生の「自立した地域社会の形成に向けて」～行政に頼らない「むら」おこし～の講演があり、国や県、ましてや市から

の補助金を頼らずに、地域おこしの実例を発表していただき、参加した多くの由布市民を感銘させていましたし、私も大きく心を動かされました。この3月議会が終わり、新年度になったら早速我が常任委員会で視察研修に行く候補地となりました。

次の日は2月の26日、昔はよく二・二六事件の日とテレビ、ラジオなどで紹介されていましたが、最近は年末の風物詩であった忠臣蔵とともに風化してしまいました。二・二六事件は、昭和11年に起こった事件です。あれから71年、東京の天気は大雪だったそうです。ことしは東京に雪が降らなくて記録だそうです。地球温暖化の心配もありますが、それよりもその当時は大正デモクラシーの後、昭和恐慌以来、貧富の差が拡大し、農民の暮らしがますます苦しくなり、政治や軍部首脳のやり方に不満を持つ青年将校が起こした決起が二・二六事件です。貧富の差が拡大とか、現代では格差社会、そして、政治不信、何となく現代とダブって見えます。

それではまず、大きく1番目、合併効果について質問をしたいと思います。

2005年10月1日、由布市としてスタートしたこの1年5カ月、市民の皆様からの評価は余り芳しくありません。市長や執行部としては悔しい思いであると思いますが、市長としての成果と反省点をお聞きしたいと思います。

次に、大きな2番目として、副市長制について、森光助役にお聞きします。

このたび地方自治法の改正で、助役制度を廃止して、副市長となる条例改正が行われます。この条例は委員会付託となっていますので、詳しいところまで掘り下げた質問はしませんが、副市長となれば、その権限と責任はふえてくると思われます。現助役として森光助役はこのことに関しての意見をお聞きしたいと思いますし、そして、その決意を聞きたいと思ひます。

3番目に、朝礼の実施と「オフサイトミーティング」の導入について、行財政改革、総合計画等いろいろな新市としての計画が煮詰まっています。新年度、19年度を迎えるに当たり人事異動の影響として機構改革が進んでいくようにも思ひますが、分庁舎及び総合支所方式の弊害として3町間の連携のまずさを感じられます。市民サービスの低下につながる連絡の不徹底等をなくす手段として、民間企業では当然のこととして行われている毎朝の各課での朝礼の実施を提案したいと思ひますが、行政のトップとして市長はどのように思われますか。

いま一つ、職員間の意識改革と組織の活性化を促進するために有効であると評価の高い「オフサイトミーティング」という会議が多くの企業や自治体でも取り入れられていると聞いています。市長の意見を聞きたいと思ひます。

最後に、4番目、女性職員の管理職登用への実現性についてということで、最近マスコミをにぎわわせました伊豆稲取温泉観光協会を例として、課によっては女性職員ならではの知恵と意見を反映させるようなことが必要ではないかと思ひますし、やらなければならないと思ひます。女性職員の管理職登用の可能性はということで、以上、大きく4点ほどお聞きしたいと思ひます。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 4番、新井議員の御質問にお答えをいたします。

最初の御質問で、合併して1年5カ月がたとうとしているが、合併効果の面で市民の声は芳しくない、市長として合併の成果と反省点をどのように考えているのかとの質問でございます。

まず、成果の面で考えられますのは行政のスリム化でございます。具体的には、三役、議会議員、農業委員、その他の非常勤特別職、職員などの削減が図られたことを始めとして、優良起債である合併特例債を活用できるようになったこと、地方交付税の合併補正が加算されたこと、従来の福祉バスやスクールバスにかえ運行を始めたコミュニティバスにより、市民の利便性が増したことなどが上げられると思います。

一方、反省点と申しますか、課題といたしましては市民との懇談会の席上でも数多く意見として出されました分庁舎方式に関するところでございます。市民からの具体的な意見として、行政効率が悪く、むだな経費を要する、職員が削減できないなどございましたが、この問題は事務所の位置に端を発した、合併協議会では最重要課題として論議されてきたところでございます。

協定では、その文章を引用しますと、「ただし将来的には行政の効率化の観点から、本庁舎方式を目指すものとする」となっております。今後この議論をしっかりと行っていかねばならないと考えておるところであります。

また、合併後においても市民が従来どおり安心して庁舎を訪ね、気楽に相談できるようにと地域振興局の職員をすべて地元出身の職員で固めてきた方策は市民には好評でございました。しかしながら、職員間では、他地域の自治区名や位置がわからない、地域の市民の顔がわからない、出身別職員との交流が図られないなどの声が出され、一つの事例をとってもよい点、悪い点が出されております。由布市となって1年半になりますが、振興局においても、旧町域を越えての人事異動を行う中で、由布市全体の職員としての自覚を促してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、数十年の長きにわたって培ってきた歴史、文化、そしてまた、目指してきたまちづくりの方針の異なる3町が合併したわけでございますから、さまざまな問題点や戸惑いが生じるというふうを考えております。そのことは当然のことであると思っております。今後はその課題点をじっくり検証しながら、市民とともに一つ一つ解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2点目の質問であります。

副市長としての決意については、まだ副市長制はしかれておりませんが、助役に答えるように言っておりますので、助役から答えると思います。

続きまして、3点目の職員の意識改革と「オフサイトミーティング」の導入についてお答えをいたします。

まず、職員の意識改革につきましては、初日の小野二三人議員さんの質問に対して森光助役が答弁いたしました職員研修に加え、あらゆる情報を共有するために総合政策課が中心となりまして、必要に応じて各庁舎を回り、政策面や喫緊の課題などについて職員に説明するなど、由布市の動きが全職員に周知され、職員一丸となって由布市づくりを行うための取り組みを行っております。また、私は常々職員に対して皆さんは市役所に雇用されているのではない、皆さんを雇用しているのは市民の皆さんですということを常に伝えておりまして、市民サービスに徹底するよう、そして、公務員としての自覚、意識高揚に努めているところでございます。

次に、「オフサイトミーティング」の導入でございますが、職場での立場や肩書を考えずに、対等の立場でじっくり話し合う機会は、大変意義深いことであると認識をしております。職員がこのミーティング導入に対し何の抵抗もなく、本音の議論ができるようになれば、職場の活力や職員の意識も大きく変わってくるものと思われまますので、職員の心を育てる意味からもぜひとも試みていきたいと考えております。

また、朝礼についてでございますが、職員が3庁舎に分散している関係で、全体の朝礼はできませんけれども、私の市長としての考え方は、月に2回開催する部長会議で伝えております。これを受けて、各部長から各課長に伝達をしておりますが、毎週朝、朝礼をし、職員間の連絡調整を行っている課もあります。このことが全課で実行できるようにこれから指導してまいりたいと思います。

次に、4点目、女性職員の管理職登用について回答いたします。

先ほど佐藤人巳議員の御質問に回答を申し上げましたように、私はすべての面において公平、公正をモットーにして行政を行っております。現在、女性の管理職は2名おりますが、人事に関して男性、女性の区分をする気持ちは全くございません。管理職登用には能力、統率力、指導力などを総合的に判断して行ってまいります。今後もまたその姿勢で人事を行ってまいりたいと考えております。由布市では、平成19年度に男女共同参画基本計画を策定することとしておりますけれども、この計画の中でも男女平等の精神をしっかり提唱してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 4番、新井一徳議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

地方自治法の一部改正に伴いまして助役にかえて副市長を置くことについて、関係議案を上程いたしているところでございますが、今回の法改正は議員も御存じのとおり、名称の変更とともに、職務の権限が強化されるものになっております。具体的には現行の助役は、市長の補佐、職務代理などですけれども、副市長は、市長の命を受けて政策及び企画をつかさどることが新たな職務として加わりました。

また、市長の事務の一部について委任を受けて、みずからの権限と責任において事務を執行することができるようになりました。この背景は、地方分権改革の進展によって市町村の所管する行政分野や事務事業等が大幅に拡大しておりまして、今後ともその役割と責任が増大していく中で、市町村の組織運営面における自主性、自立性の拡大を図りながら、首長、市長を支えるトップマネジメント機能の強化が必要になってきたためであると解説されております。

現助役としての決意はということでございますけれども、助役に関する自治法の経過措置といたしまして、法律の施行の日、いわゆる本年の4月1日でありますけれども、現助役である者は副市長として選任されたものとみなすというふうな規定になっております。仮にこのまま4月1日を迎える前提で申し述べさせていただきます。

合併して約1年半がたち、由布市の行政運営もどうにか軌道に乗り始めたとはいえ、まだまだ多くの課題が山積をしております。

大きくは、1つは、ベースといたしまして、将来にわたって柔軟性のあるしっかりとした自治体運営ができるような行財政基盤をつくるのがやはり大切でありまして、このために不断の行財政改革を続けていくことに意を尽くしていきたいということ。

もう一つは、由布市のさらなる発展のために、また、それぞれの地域がさらに輝きを増すようなまちづくりに向けて、議会の皆さんを始め市民の方々の意見を十分伺いつつ、市長の方針のもとにこれまでも増して市職員の力を十分に引き出して、そして、職員の英知を集めて、市政運営の一端を担うことを心がけて職務に全力で取り組んでまいります。議員の皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げます、答弁といたします。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） ありがとうございます。それでは、合併の効果の方から再質問をいたしたいと思っております。

これ反省点として非効率、分庁舎方式ということで、市長も述べられております。先ほど市長も言いましたけども、合併協定書にもはっきりただし書きで書かれておりますし、行財政改革大綱にも組織の見直しをしっかりと書かれています。今回議会が全員協議会の中で、組織の見直しの中で、いろんな議員の意見もあります。議員も26名います。いろんな意見があっても当然であろうし、意見の相違があるのは私としては感じております。

しかし、私としては行政改革、財政改革をやろうとするならば、行政のスリム化、そして、職員の削減を基本とする組織の見直しをするのが当然であり、それをやらなければ、大げさに言えば1課に1人の職員となる可能性もあるわけで、職員数が減っていけば、当然組織というのは統合していかなければならないはずで、私としては頑張ってくださいと言うほかありません。

次に、合併のメリットを幾つか並べていただいたわけでありますけども、通告書にも書きましたけど、確かに合併して何もよくならんかったと言われていたことも事実であります。

しかし、先ほど市長が言いましたように当然行政のスリム化も図られましたし、職員の削減を5年間で約40名近く削減していくというような目標数値も出されております。当然先ほど言ったように三役が11名から3名、議会議員も47名から26名と、いろんな面でやられています。

しかし、なかなかデメリットばかりが言われていまして、メリットもあったのに行政サービスというのはなかなか認めてもらえない部分がたくさんあるように思います。私の地区も合併効果といえますか、簡易水道の本管を通していただいたわけでありますけど、旧庄内町時代は新たな本管工事は半分を受益者負担とされていました。

しかし、今回の合併により改正されまして、水道加入料金も一般家庭の13ミリでは加入料が20万円だったのが半額の10万円となりまして、水道料金も引き下げとなりました。本当に地区の方も喜んでおります。ほかにもコミュニティバスも大変評判でありまして、週1回だったのが2回となり、大好評であります。

しかし、聞くところによりますと、阿蘇野の路線もスクールバスにだれでも乗れるようになって大変喜ばれてはいるんですけども、何せほのぼの温泉まで行ったら開館時間がまだ先だということで、不便だというような声も聞きました。市長はほのぼの温泉の開館時間を知っておられるでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） たしか11時だったと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） そうです。相変わらず11時なんですけど、旧庄内町時代に湯量が足りないということで、温泉掘削をもう一本やりました。当然温泉が出て湯量がふえたわけなんですけども、もう一本掘ったわけは今のほのぼのプラザにリハビリのふるをつくるということで、そういう中でも温泉を掘ったわけなんですけど、1つは、最初の1本目の湯量が足りなくて家族湯まで回せない。そして、1分間の湧出量が足りなくて約5時間かかると、だから、11時じゃないと大体間に合わないというような話も聞きました。

しかし、わざわざ2本目を掘ったわけでありますので、当然私はほのぼの温泉にそちらの方がら回っていると思っているんですけど、その辺はどうなっているんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 確かに議員御指摘のように湯量が足りない。それから、ほのぼのプラザの建設に伴いまして2号泉を掘削したわけでありますが、現在のところ一つのおふるに泉源を2つ使うということは保健所の届け等で、これは禁止をされているということで、1カ所

しか使っておりません。それから、管理上の問題、あるいは経費的な問題もありまして、1カ月に1度休館日がある、そのときに消毒をして交互に使っているというのが現状であります。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） ちょっと納得ができないんですけど、当然掘削のときに2本目の分がまうというようなことで、私たちが納得したんですけど、ほのぼのプラザがそちらの方にお湯を回すということでもあったんですけど、実際言ってその当時の私たちの説明の中では2本引いた方が当然よかったというような話でやられたわけなんですけど、実際コミュニティバスの到着時間が私、庄内町の分を見ると、一番早いところで9時前に着くんですよ、8時50分ぐらいに。それは龍原コースが月曜日に8時41分、一番今、週に2回あるんですけど、今度長野コースが一番遅くても10時35分なんですよ。大体全部調べてみても、ほとんど9時前後に着くことが多いわけです。それで、先ほどせっかくコミュニティバスができて、ほのぼの温泉に行くことを楽しみにした人が1時間も1時間半近く待つという現状をどのようにお考えでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 新井議員の御質問にお答えをいたします。

確かに議員御指摘のように、時間帯については私たちも承知をしておりますし、そういう御意見もいただいております。コースによっては8時45分から9時20分の間にということで、開館時間は11時ということ、その間が困るという御意見もいただいて、開館時間の変更はできないのか、内部でも協議をいたしました、管理上の問題、あるいは清掃等の問題がありまして、この時間を変更するということは管理人等の話し合いができなかったという部分もあるんですが、現状このままでいきたいということで、変更しておりません。

ただ、そういう問題がありますので、その前で待っていただくということについては大変御迷惑をおかけしますので、すぐお隣の工芸館の方で、そこにも臨時職員を配置をいたしておりますから、かぎをあけて、自由にそこでお待ちをしていただく。もっと早い時間、工芸館は9時から開館でございますので、もっと早く着かれる方については、その隣にほのぼのプラザが社会福祉協議会が管理をしておりますので、そこも協議をして、自由に使わせるように、そういう施設を使っていいということで、私どもも指示をいたしております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） 早く着いた方は工芸館なり、ほのぼのプラザの方に案内するとか、そちらの方でゆっくりしてもらおうというお気持ちはわかるんですけど、当然11時しかお湯が間に合わないということであれば、そういった工芸館を使ったり、ほのぼのプラザを使うの

が私もいいと思います。工芸館の中に、前、藤柴議員も言ったように介護予防の機械等が備わっているはずなんですよ。それが大体少し未使用というようなことがありますので、私としては福祉協議会のフロアにでもそういった機械を置いて、何も使わないでおくよりは、そういったものをほのぼのプラザなり、工芸館もあけて使わせてあげた方が介護予防に近づくのではないかと思いますんですけど、その辺のところいかがですか。

議長（副議長 久保 博義君） 局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 確かに工芸館じゃなくて、その隣の高齢者館に簡易の健康器具を設置をいたしております。議員御指摘のとおり朝から健康器具を使われる方というのはほとんど、開館時間がそれも9時からになっておるんですが、希望者ほとんど今までないと。特に、あの周辺の方が夜分使われるのが主体でありますので、そこ辺は私の方としても健康維持のために自由に使えるような、使いやすいような仕組みは検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） ぜひとも温泉にコミュニティバスを使ってほのぼの温泉に入られる方は、高齢者の方がほとんどだと思っておりますので、そういったところで、いつも言われているような民間活力とか、サービスをよくするとか、民間のノウハウを導入するとか、常々言っているので、行かれて待つ時間、お年寄りですからいつもお医者に行ったりしてゆっくりされている方もおられますけども、介護予防という面でせっかく機械があそこにあるんですから、駄じゃれじゃないんですけど、そういう機会も与えてほしいと思います。

次に、副市長制についての質問ですけども、森光助役の意識とこれからの手腕に期待するところでもありますけども、4月1日からのことで、せっかく決意を述べたんですから、首にならないように頑張してほしいと思いますけど、（発言する者あり）副市長ともなれば、しかし、なってほしいと私は期待しておるんですけど、さっきも言いましたようにトップマネジメント、サッカーで言うとトップスターでありまして、サッカーで言いますとポジション的には、市長の裏、センターフォワードの後ろということになって、司令塔の役目もするわけですから、市長の言いなりだけじゃなくて、たまには思い切ったシュートを打つぐらいの気持ちでおってほしいわけですし、決意の中で、それは名称だけじゃなくて、それだけの責任が重くなってくるということでもあります。市長が本当政策決定に専念できるように頑張してほしいと思います。ということで、答弁は要りません。

3番目の朝礼の実施と「オフサイトミーティング」についてでありますけど、朝礼でありますけど、やっている課もあれば、やってない課もあるということでもあります。私も市役所に用事があって行きますと、職員の皆さん一生懸命仕事してます。皆さん本当同じようにパソコンを前に

して頑張っていたいでいるものと思われますけど、そういったパソコンの普及に伴って見てみると、人と人とが、職員と職員とが余り対話することなく、隣は何する人ぞみみたいな感じになっているような気持ちがするんですけど、私だけでしょうかということで、早速助役に聞きたいと思いますけど、その辺はどう感じているか、お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 助役。

助役（森光 秀行君） 今、新井議員が御指摘ありましたように、職員とすれば市民の方が庁舎に見えたときにはそういう状況が意識できるようにと、自分の仕事ばかりに向いておるということは、それが正常な状態ではないと。もちろん、集中をして自分の仕事をやるということは必要ですけれども、周りの状況とか、そういう状況がよくわかるような意識を持って仕事にあたってもらう必要があると思います。そういうことについても今後十分気をつけてまいりたいと、そういうふうに思います。

隣との連携につきましては市長が申し上げておりますように、担当、隣の職員がいなくても、その関係の市民の方が見えれば、お互いにフォローして、かわりに最小限の適切な対応ができるようにしてまいりたいと、そういうふうに今も言っておりますけれども、さらに強化してまいりたいと、そういうふうに思います。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） 決して仕事をしてないとか言ってるわけでもありませんし、担当課がいなければ、すぐ隣の人も対応できるような体制をとってほしいのも十分ですけど、先ほど市長が朝礼をやってる課もあるというんですけど、私たちにしてみたら大体 私、国鉄に10年間おったんですけど、朝礼が当たり前で、朝何をしろとか、毎日うるさいほど指差呼称の励行とかやらされました。どうしても線路上の事故というのは命取りになりますし、確認の励行というのはしっかりしなければ、列車をおくらせることもありましたので、上司からきつく言われていたんです。その後、退職しましてスーパーに行ったときも毎朝朝礼がありまして、売上目標とか、連絡事項とか、いろいろ聞いてきたわけですけど、今朝礼がないということは各課の中で、先ほど言ったように隣の人は何する人ぞみみたいな感じで、結局課長がこの職員は今何をしているのかとか、逆に職員からは課長きょういないけど、どっか行ったというようなことがたびたびあります。

そういった中で、朝ちょこっと5分間でも朝礼をやって、きょうはおまえは何するんだというようなことが言える課もあると思います。かといって、市民の方が来て初めて仕事があるというような、いろんな多種多様な課もあると思いますけども、できればそういった課の職員が今どういう仕事を抱えているのか、その1人で賄いきれていないので、隣の人がもしかしたらかっせられるんじゃないとか、そういった意味で、私は別に命令ではなくて、各課の中で、職員の中で

いろんな仕事の配分をできるものもあるでしょうし、同じことを2人の職員がやってしまうこともあるし、市民からの要望を聞いたときに自分から1人で課長に伝えるんじゃなく、みんなある程度知っていると。きのう、こうこうこう言われましたと、それを皆さんが共有して課長も知っているとというような形の中で、私は朝礼が5分間でも、8時30分から例えば始まるのなら職員は25分から着いていて、朝礼を5分間だけでも行うみたいな、そんな形であってほしいと思うんですけど、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 一番大事なことはよく言われるハウレンソウ、報告、連絡、相談と、このことは事務を遂行する上で一番大事なことであるというふうに考えております。その基本となるのは全員で共通理解をするという集会であろうと思います。そういうことで、これからも今二、三、実行できてる課もありますけれども、すべての課においてそういうことができるように指導してまいりたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（4番 新井 一徳君） ありがたいお言葉です。課長なり、部長なり、少し面倒くさい仕事かふえたかなというような気持ちもあるかもしれませんが、工夫してやってみたら新たな発見があるかもしれませんので、ぜひとも朝礼を実施してほしいと私の要望であります。

次に、「オフサイトミーティング」でありますけども、市長からもちょっと説明があったんですけど、ちょっと私もそれこそパソコンのインターネットを調べましたら、「「まじめ」に「まじめ」な話をするのは会議や報告や打ち合わせということで、「気楽」に「気楽」な話をするのが飲み会やアフターファイブと、そして、「気楽」に「まじめ」な話をする場がオフサイトミーティング」と書いてありました。ちなみに、私は2番目の「気楽」に「気楽」な話をするのが好きなんですけども、職場でのコミュニケーション不足ですよ。そこ辺の風通しのいい職場づくりの方策として、以前はそういった会議、そして、コミュニケーションの場としてアフターファイブで一杯飲んで仲よくなるうというような気持ちがあって、逆転の発想というか、ちょっとコミュニケーション不足だけではなく、ちゃんとした会議もしなければならぬというような形で、こういった「オフサイトミーティング」ができたわけですけど、要は、最近携帯電話の普及でメール等があり、親子でも会話がなくて、メールで済ませるというような時代が来ています。3町合併して、職場の雰囲気はどういうふうに感じているのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 合併した当初と比べまして、合併した当初は本当にお互いが遠慮し合い、そして、どこまで話をしているかわからないというような状況の中での戸惑いを持った仕事ぶりだったと思います。それが1年半たつうちに、お互いの人柄も理解するようになって、その中で

お互いに心のうちも話せるようになって、徐々に融和のとれた仕事ぶりができていると思います。そういう点についてまだまだこれから、まだ課題はいっぱいあるわけでありませうけれども、合併当初に比べれば相当の前進であるというふうに私は認識しております。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（４番 新井 一徳君） そうあってほしいと願いつつ「オフサイトミーティング」、こういったのも本当は職場からとか、職員の方から、職員の有志でやるのが一番いいというふうに書いてますので、できればそういうふうにしてやってみたいと思いますし、もしもやって効果が出れば市民サービスにつながると思いますので、ぜひともお願いいたします。

最後に、女性管理職の登用でありますけども、由布市には今２人ほど管理職、ちょっと私把握してないので、どちらの方にいるんですかね。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 挟間の未来館にある公民館と、それから、保育所であります。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（４番 新井 一徳君） 我が由布市議会にも３人の女性議員がいて、いずれは議長が副議長と、（笑声）いや、それだけでなく市長でもなるかもしれませんけど、近年小中学校のみならず、高校までも女性の校長がふえてきてますし、由布高校も女性の校長であります。こうやって女性が社会進出してきているわけでありませうけど、これからの団塊の世代の大量退職時代を迎えるに当たって女性のパワー、力を期待するところは大きいと思います。先ほど市長も言いましたように、男女共同参画として公平に職員の優秀な職員は選んでいくという話でありました。

しかし、全国的に見てもやはり女性の管理職というのは少ないんです。都道府県、政令都市を見てもわずか１％、２％、３％で、多くても四、五％ぐらいのことで、ないことはないし、由布市でもそうやって保育所と公民館でやっているということなんですけど、ぜひとも企画部門とか生活環境、先ほど来あるごみの問題とか、そういった感じでごみ出しの関係とかでも、女性がかかり知っている部分が多いと思いますし、保育所、幼稚園、そして観光の部分、先ほど言ったように稲取温泉観光協会は、女性の局長を公募したということで、そういった観光の部分は、私なんかも視察研修へ行きますと女性、おばちゃん連中が結構、昔は老人会的な要素が強かったんですけど、最近は本当若い男女で女性グループ、そしておばちゃんたちがグループが大変多いので、そういった分で観光の部分に、ぜひともそういった女性が力を発揮できるような場所を見つけて、環境づくりに取り組んでほしいと思いますけど。

大体大分県が、やはり大分県人材育成基本方針というものもつくって、そういった女性職員を管理職登用させやすいものもつくっていますし、臼杵市でも同じように、やはり人材育成基本方針というのがやはりあるそうであります。由布市としてそういったものを方針というか、出そう

という気持ちはありませんか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 検討してまいりたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 新井君。

議員（４番 新井 一徳君） ぜひとも検討をしてほしいと思います。

それでは、最後に、とにかくそういった女性職員がやはり人材育成の中で、先ほどからいろいろ出ていますけど、女性職員もやはりそういった研修とか派遣とかをやってほしいと思っていますし、ぜひともそういったことを実行して、女性職員の意欲を買って、由布市の明るい未来に向かってほしいと、そういうことを実現してほしいと思ひまして、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、４番、新井一徳君の一般質問を終わります。

.....
議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩します。再開は１３時。

午前11時50分休憩

.....
午後 1 時00分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは、再開します。

２番の高橋義孝議員さんから早退願いが出ておりますので、許可いたしております。

それでは、１番、小林華弥子さんの質問を許します。

議員（１番 小林華弥子君） １番、小林華弥子です。一般質問も１３人目、最後となりまして、皆様大変お疲れのところ、最後の最後に一番しゃあしいのが出てきたという気分です。いらっしゃるかと思いますが、しっかりとおつき合いをいただきたいと思ひます。３点についてお伺いさせていただきます。

まず１点目は、地方分権時代における地方自治のあり方についてお伺いします。

平成１１年７月に地方分権一括法が成立して以来、地方分権、地方自治の重要性が説かれて久しく、いまや本格的な地方分権の実践の時代を迎え、全国各地でも地域の独自性を強調した個性ある地方自治体が数多く誕生しております。市長は、由布市における地方自治の重要性や地方自治体の自立、地方分権というものをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

また、市長の目指すべき由布市の自立した地方自治確立のためには、将来的にはどのような行政組織のあり方、事務事業の進め方、あるいは職員の人材活用方策が必要だと思ひますでしょうか。

非常に厳しい財政状況の中で、効率的で機能的な行政組織を確立するためにも、由布市行政の機構改革は必須事項であると思ひます。しかし、市長が、いまだ由布市の抜本的な行政の総合的

な組織改革案を示していない中で、今回、一部の課だけの組織見直し案を提案した意図は何でしょうか。

また、市長は、合併協議会で設置が決められた地域振興局というものについて、今後の由布市においてはどのように必要だと感じていらっしゃいますでしょうか。

さらに、今回の見直し案を策定するに当たって、職員、市民、議会の声をどのように聞いてきたのか。また、今後、どう意見を反映させていくつもりか。条例などで市長権限に属する事項の決定についても、市長は、御自身の判断基準と決定までのプロセスというものをどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

2点目は、平成19年度の市政運営及び当初予算編成についてお伺いします。

市長は、今議会の初日の19年度施政方針演説の中で、市民の皆様から、合併してよいことは一つもないという声を聞いて、忸怩たる思いだというふうに言われていました。「忸怩たる」という言葉をさっき辞書で引きましたら、心の中で恥ずかしく思うというふうな意味だそうです。なぜ、今、市民がそういう声を出すようになったのか。また、今回、出されました19年度の当初予算の編成段階において、選択と集中を行ったと言われましたけれども、具体的にはどのように予算編成上の選択と集中をしたのでしょうか。

最後は、入札工事にかかわる使用物品の指定についてお伺いします。

昨年、平成18年12月4日に由布市において行われた平成18年度湯布院小学校大規模改修工事の指名競争入札において、入札資料の一部として示された参考数量内訳書というものに、使用すべき物品の規格として、ある特定のメーカー名が記載されていました。市が発注する工事において、使用する物品のメーカー名まで特定した意図は何でしょうか。

また、この工事を落札した落札業者は、その指定されたメーカー名とは同じような規格の別メーカーのものを使いたいということで、指示協議書を提出しようとしたところ、担当課はその協議書を受け付けなかったというふうに聞いておりますが、なぜ別メーカーのものの使用を認めようとしなかったのか、お伺いします。

あとはこの席から、また再質問をさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それでは、1番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

地方分権時代における地方自治のあり方についての、1点目の由布市における地方自治の重要性、地方自治体の自立、地方分権についてでございます。地方分権を推進するために、地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、一括法）が、平成11年7月8日に国会で成立をしまして、平成12年4月1日に施行がされましたが、これによりまして、国と地方自治体の役割の分担の原則が明確化されまして、国の地方自治体への関与の見直し、

権限の移譲などが進められてまいりました。また、財源面におきましては、三位一体改革が進められてきました。

地方分権推進の目的は、地方自治体の権限と責任を拡大して、歳入歳出両面で地方の自由度を高めることで、住民に必要な行政サービスを、住民に最も身近な自治体である市町村において、自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大することにあります。

地方自治体が、財政的にも自立していくことが望ましいのは当然でございますけれども、由布市は企業の集積や人口が多くはございません。もともと税財源のそのものが少ない自治体でございまして、地方交付税の財源調整機能に、今後も依存せざるを得ないのは否めない現状であります。

しかし、時代の潮流においてはっきりしていることは、地方自治体は、多くの事柄について自己決定、自己責任が求められるようになったということ。自分たちのまちのことは、自分たちの責任で考えて、判断をしていかねばならないということでもあります。これからは地方自治体の個性や特色を強く打ち出していかなければならない時代になったということでもあります。

先日、フォーラムYUFUが開催されました。それぞれの旧3町の3地域の取り組みが発表されたところであります。どの地域も地域みんなが協力し合い、互いに理解し合う中で、自分たちの地域は自分たちで工夫、協力し合って、住みよい地域にしていこうと動き出し始めているところであります。

このようにそれぞれが自分たちの力で地域を発展させていこうとしていること、これが、このような地域の基礎がしっかりと生まれるような、その由布市独自の自治体経営が必要であると考えておりますし、地域の特色、文化を大切に、由布市のすばらしいよさを全国に発信し、そうして発展していけるまちづくりを進めていきたいと考えております。このためにも、行政といたしまして行財政改革を進めて、弾力性のある財政基盤、効率的な行政システムをつくることが大事であると考えております。

2点目の、将来的な行政組織、事務事業の進め方、職員の人材活用策についてでございますが、3町の合併、由布市の誕生に際しまして、合併協議会に基づいて、旧3町に本庁機能を分散配置する分庁舎方式と、それぞれの庁舎において、窓口行政サービスを行う総合支所機能方式を組み合わせた方式を取り入れました。合併を機に、それぞれの町が、寂れるのではないかと懸念を解消するための措置であったと認識しております。

しかし、合併協定書の中でも、ただし、先ほどの議員の方にもお答えしましたけれども、「将来的には、行政の効率化の観点から本庁舎方式を目指すもの」と明記されていますように、やはり現行のシステムは合併後の暫定的な方式でありまして、今後も毎年職員数を削減していかなければならない中で、このままでは不効率であり、将来的には、庁舎の方式を本庁舎方式という方向で

考えていかねばならないのではないかというふうに思っております。

窓口行政サービス機能は、将来もそれぞれ旧町地域に置いておく必要があると考えております。本庁機能、つまり各部門の本課は1カ所に集めるのが本来あるべき姿でありまして、行政機関としての総合力がより発揮しやすくなりますし、市民に対する行政サービスが一層効果的に実施できるというふうに考えております。

住民に身近な振興局に多くの権限を持たせたらどうかという考えについては、私はそのことは十分理解しておりますし、振興局に多くの権限を持たせることも賛成でございますし、前日も申し上げましたように、権限の拡大とさらには予算の増額も考えていきたいと、その方向性を持って、なおかつ市政運営の一体性、そしてまた統一性、事務の効率性あるいは職員の専門性、そしてまた市としての責任性などの面を十分検討を加えながら、今後ともその方向に向けて、検討してまいりたいと思っております。

職員の人材活用でございますが、何よりも職員が高い意識を持って仕事に取り組めるよう、職員の意識を聞くとともに、職員配置にあたっては、適材適所に心がけております。また、職員の意識改革や資質の向上は、特に重要でありますので、職員に対する研修機会をできるだけ多く設けていきたいと思っております。

3点目の、一部の課の組織の見直しについてでございます。先ほど述べましたように、合併時に現在の庁舎の方式を採用したわけでありましてけれども、基本的にこの枠組みは、現在の方式を採用する限り、大幅に変更することは難しいと考えております。

しかし、現在の組織を1年余り動かしてみても、効率的に事務事業を推進する上で改善を要する部分が生じていること、また、国体推進体制を始めとする直面する課題に対応するため、組織や人事の人員の見直しをすることは必要でございまして、一部見直しを行うものであります。

1つは、体育振興課と生涯学習課の統合であります。現行では各地域の公民館で、生涯学習課と体育振興課の事業を公民館事業として行っておりますが、公民館の立場からしますと、生涯学習課と体育振興課の2課からの指示系統がありまして、混乱している状況でございます。現状の問題点を解決し、指揮命令系統を一本化するために、体育振興課を生涯学習課に統合するものであります。これによって、由布市の体育の振興が後退するというものではありませんし、体育の振興は、今後とも一層進めていきたいと考えております。

由布市における体育振興の重要性、先ほど言いましたけれども、十分私も認識しておりまして、体育やスポーツを通しまして、すばらしい人間関係づくりや市民融和を図ってまいりたいと思っておりますし、心身ともに健康な由布市民をつくっていかねばならないと、強く思っております。今回の見直しによりまして、先ほど申しましたけれども、体育振興を減退させるなどということでは決して考えておりません。これまでと変わらぬこれまでどおり、体育振興に力を入れて推進

してまいります。

2つ目は、地域振興課と市民サービス課の統合であります。これまでの議員の御質問にも何回もお答えしてまいりましたが、これは、現在、両課にありますまちづくり推進係を始めとする、各係体制には全く変更を加えるものではありませんし、市民に不利益となるような見直しではないのであります。市民の皆さんが、今後、希望を、市民サービス課がなくなるというような不安をお持ちであれば、地域振興、市民サービス課等の名称をもって対応してもいいと考えておりますし、むしろ1局、地域振興局を1局1課にすることによりまして、職員間の連携を強化することであり、これまで以上の市民サービスを図ってまいりたいと考えております。

今後も現在のような分庁舎方式の体制でありましたら、今回のような組織の部分的な見直しは、職員が年々減少する中で、効率的な行政運営を推進し、市民サービスに努めていくためには、継続的にこのようなことを見直しを実施していかなければならないと考えております。

4点目の地域振興についてでございますが、地域振興局は、由布市の支所機能を担う部署でありまして、主に窓口行政サービスを担当する市民サービス課と、旧町地域の地域振興に関するさまざまな課題に、身近に対応する地域振興課を設置しております。地域振興課は、一言で言うならば、それぞれの地域振興やまちづくりのための住民の相談にも応ずるとともに、必要に応じて支援していくことがその役割であると考えております。地域振興課独自で解決できることについては解決を図り、独自で解決できないことについては、それぞれの関係の本課と折衝して、地域のため仕事をいたします。その役割は、今後とも変わらないと考えております。

次に、5点目の見直し案の策定にあたってでございますが、今回の見直し案を策定するにあたって、まず実際の事務に従事している職員の意見をもとに検討をいたしました。今回の見直し案は、現在の組織運営上の問題点を解消し、事務事業を効率的に推進するためのものでありまして、課の統合は行いますが、市民生活に具体的に影響を及ぼすような内容の見直しではありません。このことはこれまで何回も御説明申し上げたとおりでございます。

このような行政内部の組織に関する事項については、最終的には、市長の私に総合調整を行う責任がございます。したがって、基本的には、市の執行部の責任において主体的に検討し、実施すべき事項であると考えております。しかしながら、今後は、市民の皆さんの声や地域審議会の皆さんの意見等も十分参考にしながら、決断してまいりたいと考えております。

次に、平成19年度の市政運営及び当初予算編成についての御質問にお答えをいたします。

議会初日の施政方針説明の中で、市民の皆様から、「合併してよいことは一つもない」という声を聞いて、忸怩たる思いだ、と申し上げました。まさにそのとおりであります。私がそのことをあえてここで述べたというのは、「合併してよかった」という声を市民から早く聞くことができるように、市政の最善を尽くすその決意を申し上げたくて、この言葉を使わしていただいた

わけであります。

大きな財政赤字の累積、少子高齢社会、人口減少社会の到来を背景とした国の徹底した行革によりまして、私ども地方自治体も歳出のカットを柱とする行政運営の見直しを強く求められておりますし、またそうしなければ大変なことになるという、私も認識を持っております。また、合併をしなければ、さらに大きな痛みを伴う改革が必要であったのではないかと考えてもおります。

中・長期的には、国庫補助金や地方交付税などの国からの支援は、減少していくことが予想されます。従来の高度成長期やバブル期のように、ふえ続ける市民のニーズに全面的にこたえていくことは、非常に今は難しくなっております。ニーズの高い施策、行政が行うべき公共性の高い施策を選択して、実施していかなばならない時代となりましたし、そのことは市民の皆さんにも、これから十分理解をしていただかなければならないと考えております。

平成19年度当初予算における選択と集中でございますが、改革プランをもとに、多くの事業や経費について見直しを行い、削減や事業によっては廃止を行い、その財源の一部を市民のための新たな施策に充当をいたしております。

当初予算編成におきましては、改革の方向性を考慮し、各部各課に対し、予算要求枠の目安を示した上で予算要求を提示しましたが、一般会計の当初予算要求は総枠で153億円ほどございました。由布市が目指す7つの施策、基本方針、住民ニーズの大きさ、事業効果、公共性、緊急性などの観点から予算議論、政策論議を行いまして、財政見通し等を勘案しつつ、予算査定を行い、実施する事業を選択して裏づけをいたしました。最終的に140億円の予算編成を行ったところでございます。

次に、入札工事にかかわる使用物品の指定についてでございます。平成18年度湯布院小学校大規模改修の使用物品の規格として、特定メーカー名が記載されていたことについてでございます。御指摘の物品は、げた箱でございます。このげた箱を設計するに当たり、冬休み期間中に完成する必要があるございまして、納期が短縮できる既製品が最適であると判断し、あるメーカーの寸法を参考として明示したものであります。

施工業者から、同等規格の別メーカー品を使用したいとの申し出がございました。指示されたものがインターネットから引用した承認図、承認図面です、承認された承認図でありましたので、カタログを提出するように求めましたけれども、提出されませんでした。また、納期等の確認もいたしました。不明でございました。そのために承認をしなかったわけでございます。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。思った以上に答弁が長かったので、飛ばします。私のきょうの敵は、市長じゃなくて時間との戦いなので、ぜひ答弁は簡潔にお願いした

と思います。2点目の予算編成については今回は省きまして、予算審議もこの後、行われますので、そこで追及していきたいと思います。

3点目の入札のことだけ、先にちょっと、改めて質問をする時間がないので一言だけ。私の手元に、その問題となっているこの参考数量内訳書が手元にあります。お配りしてもよかったんですけど、今の市長の御答弁ですと、このメーカーを指定するのは納期短縮するためだということと、あとはほかのものを使いたいと言ったときに、カタログ提出されなかったとか、納期が不明瞭だったと言いますが、そもそも入札する前に市から出された説明書の中に、そのメーカー名が書いてあるんです。このげた箱、これ情報公開をすれば出てくる文書ですけれども、I T O K Iというふうに書き込んであるんです。これメーカー名ですよ。

関係者に聞きますと、このI T O K Iではないほかの同じような物品を見積もりを取りますと、100万円くらい違う物品があると、げた箱として。その100万円違うんだから、こっちの安いのもいいのがあるから使いたいと言ったら、だめだと。I T O K Iのにしてくれというふうに言われたというんです。入札して落札した後にそういうふう言うことよりも、まず最初に入札をする段階で、このメーカー名をここに書き込んでいることがまず問題だと思うんです。なぜ、そのメーカー名を書き込んだのか。特別このメーカーしかつくっていないような特殊なものであれば書き込むことはありますけれども、類似品はたくさんありますし、J I S規格でも認められている同じようなものです。

こういうことは、私は非常に不適切だと思います。場合によっては、そのメーカーあるいは納入業者との癒着が懸念されるような事態にもなりますので、こういう入札のときの説明資料に、メーカー名まで書くようなことについては、厳重に注意をしていただきたい。

それから、今、御答弁では、カタログが提出されなかったとか、納期が不明だったから承認しなかったと言いましたが、承認する前の段階で、業者が、これを使いたいけれどもという、その指示協議書すら受け付けなかったというんです。協議書を受け付けた上で、審査して承認できなかったんだたらわかりますけれども、最初からそのメーカー変更を認めなかったということだと思いますので、これについてはちょっと時間がないのでここでは追求しませんけれども、こういうことを指摘された上で、ぜひ厳重に注意をしていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

本題に入りますが、地方分権のことについて、市長からいろいろ御説明をいただきました。副議長の許可をいただいて、手元に資料をお配りさせていただいております。釈迦に説法ですけれども、地方分権の意味というものを問わせていただきました。地方分権一括法が施行されてから、地方分権が非常に重要だという認識が、強く市長の中にもあるようでございます。この地方分権一括法の最大の目玉は何かというと、言うまでもありませんけど、機関委任事務が廃止されたこ

とによって、国と地方自治体との関係が従来の上下関係、主従関係だったものから、対等、協力的な関係に転換したという部分が、この地方分権一括法の最大の目玉だと言われております。歴史的な改革だというふうにも言われています。

市長も、今、言われていましたように、この地方分権が推進されてからは自己決定、自己責任で、これからの自治体はみずから政策決定し、地域の特性や文化を生かしたまちづくりをしていかなければならないと言われていました。これからは地方が独自に個性を生かしたまちづくりや行政組織、それに見合った組織のあり方を構築していかないと成り立たなくなるし、それがまた一方では、地方分権が必要なのは、財政再建のためでもあるということだというふうに受けとめました。

そういうことを大前提にして、今回、私は、市長が提案されたその一部の組織改革案について、大きく2つに整理して問題点を指摘したいというふうに思います。1点は、今回、市長が提案された改革案の中身についての問題点です。もう一つは、中身はどうであれ、提案してきたそのプロセスについての問題点、2つに分けて指摘をしたいと思います。

中身についてなんですけれども、最初に言うておきますけれども、私は、組織改革をするなど言うつもりは全くありません。組織改革は必ずやらなければいけないし、やってほしいことだというふうに思います。先日来、同僚議員がいろいろ賛成、反対の立場で述べられましたけれども、私は、どの議員も組織改革をしなくていいと言っているのではない、というふうに思っています。ただ、ちゃんとした組織改革をきちんとやらなければいけない。むしろ、組織改革をきちんとしてもらいたいからこそ、中途半端でいい加減なやり方ではやっちゃだめですよ、と言っているつもりなんです。

そこを踏まえて、今回の組織改革案の中身についての問題なんです、今回の案は、職員がそのプロジェクトチームからつくったと、上がってきた案だというふうに言われましたけれども、そもそもプロジェクトチームがつくった案というのは、今回の体育振興課と市民サービス課の統合というだけではなくて、もっと抜本的な総合的ないろんな全課にまたがる組織改革案が盛り込まれていたのではなかったでしょうか。再三、そういうものが出されていながら、その一部だけを、なぜ取り上げたのかというところを、私は非常に疑問が残るんですが、市長の答弁では、大幅な組織改革は難しいから、まずは目の前の小規模な組織改革からやるんだ、というふうな説明がありましたけど、私はそれはおかしいと思うんです。

まず最初に、抜本的に市の機構を総合的にどういうふうに改革していきたいのかと、その大きなビジョンがさきにあって、それが示された上でその一部として、今回、ここの部分から着手するというんならわかるんですけれども。いまだ総合的な抜本的な市を全体を見渡した改革ビジョンが示されていないのに、その一部だけをちょこちょこといじるようなことをしてしまっ

私はいけないと思うんです。そういうその一部だけをこうちょこちょこといじるような、パッチワークをするようなことをしていたら、結局、そういうことをつなぎ合わせても、いつまでたっても総合的な本当の組織改革というのは、できなくなるんじゃないかと思うんです。

将来、50人ぐらい人員削減しなければいけない、そのためには大幅な組織改革が必要だ。それを本当にするのであれば、目の前のものをつなぎ合わせるのではなくて、先にきちんとした総合的な案を出して、そのうちのそれを一遍にはできないから、ことしはこの部分からやります、というような順序が必要ではないかなと思うんですが、市長、ここはいかがでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今、おっしゃられるように、改革のやり方というのはいろいろあると思うんですけれども、抜本的な見直しにつきましては、今、検討中でありまして、大体の中の骨子案は決まっております。ただ、今回は、従来からそういう課題の多かった市民サービスを本当に徹底してやると、それからそういう意味から考えたときに、やっぱり振興課と市民サービスを一つにまとめて、全員で取り組ませる方がより効率的であるというふうな考えから、今回はそのようなことを行ったわけでありまして、先ほど答弁で申しましたように、体育振興課におきましても、私には体育振興を減退させるという気持ちは全くございません。

ただ、体育振興課と、それから生涯学習課の指示系統が2つあって、そしてそれが公民館に行ってしまう。そして、そこで同じことをやるにしても、統制がとれていないと。そういうことから一つにまとめて、そしてやる方が、私はより市民のためになると。このまま1年間ほおっておくことは、やっぱりこれこそ市民のためにマイナスであるというふうに、私はそういう認識を持って、今回、取り組んだわけでありまして。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 抜本的な改革案には着手して、骨子も大体決まっているのであれば、きちんとそれを先に出していただきたいというふうに思います。目の前にとりあえずやるということが、私は、かえてそういうことを毎年毎年やっていくうちに、抜本的な大々的なことがきちんとできなくなるというのが、非常にそちらを懸念します。こういう小手先の改革が組織改革だと言われたら、それこそ将来的には成り立たない組織になってしまうと思いますので、もし骨子が決まっているんだったら、早い段階でそれをきちんと示していただきたい。

それから、今回の部分については百歩ゆずって、目の前の指揮命令系統を整理するためだというふうに言われていたんですが、課が2つあると命令系統が違うので、混乱して仕事がうまくできないと。職員の連携がとれていないと。それがサービスの低下にもつながるというふうに言われましたけど、果たして本当にそうなんだろうかというのは疑問に思います。今、体育振興課と公民館のことも言われましたけど、じゃ具体的にその振興局の方で、市民サービス課と地域振興課

がどういう問題でどういうふうに混乱してやりにくかったのかと。例えば、事例があるのだったら、それを教えていただけますでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 職員からの声でありますけれども、混乱をしているということではない。ただ、課が2つあって2つの課長がいて、そこで連携がとりにくいということは、連携がとれている部分もたくさんあるんですけれども、それ以上に一本化した方がよいというふうに、私は判断をしているところでございます。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 命令系統が複雑化しているから、その命令をひとつ、系統を整理するためにという理由だとしますと、ここで問題になっているのは、その市民サービス課と地域振興課の間の命令系統の問題ではないんじゃないかと思うんです。1人の振興局長の下に流れる命令系統が複雑化したり、それが支障になっているわけじゃないんじゃないかと思うんですけど、ちょっと下手な図なんですけど、図で説明をしようと思ひまして、資料の1ページ目を開いていただきたいんですけれども。これ例えばの例で出させていただきます。

振興局の中に、今、上の方、現行をとりますけど、地域振興課と市民サービス課があると。例えば、市民サービス課の中に建設係がいて、そこが振興局長を通して市民サービス課長を通して流れてくる命令系統です。この命令系統と、あるいはその建設事業なんかにかかわることについていえば、その本課と言われる産業建設部長から建設課長を通して流れてくるこの命令系統、この両方あって、非常に混乱をするということなんではないかなと思うんです。これを、つまり混乱しているのは、地域振興課と市民サービス課の命令系統が混乱しているのではなくて、市民サービス課と本課との間からの命令が、ダブっているということが問題なんじゃないかと思うんです。

であれば、その地域振興課と市民サービス課を一緒にしたって、これは、その混乱している命令系統の整理にはならないはずではないかなと思うんです。市長が提案している地域振興課長を1人にしたときに、相変わらずその本課からの命令系統は流れてくると。振興局長からも命令もあると。

もっと言うと、ちょっといじわるなんですけど、振興課長1人になったときには、いろんな係をいっぱい抱えていますから、その振興課長に抱えてきても、いろんな本課からの指示系統がさばけなくなると、今度はむしろ、本課からの命令系統は、直接係の方に行く可能性もあると思うんです。そうすると、ますますその担当の一番窓口になっている係の混乱が深まるのではないかと思うんです。

さらに言いますと、課が別々だと職員の連携がとれないというのも、私はおかしいと思うんで

す。市民への行政サービスを提供するためには、縦割り行政じゃなくしているんな課が連携して、きちんと市民に対して、行政サービスが提供されなければいけない。課が別々だと職員の連携がとれないというのであれば、じゃ由布市の課を全部1つの課にしないと、何も連携した仕事ができないみたいな理屈になるんじゃないかなと思うんですけど。

つまり、命令系統が混乱している整理のためとか、職員が連携できにくいからということが理由になって、この振興課と市民サービス課を一緒にすることは、私はこれは問題の解決にはならないというふうに思うんですが、市長、いかがでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 混乱をしているというそういう部分では、職員同士で混乱しているという部分ではありません。ただ、私は、そういう2つの課を1つにすることによって、きのうも申し上げましたけど、1つのことについてみんなで取り組めるようになると。人数がたくさんで取り組めると。1人が1係でやるのではなくて、お互いがこの人数でやる中で、お互いが総力を決集して、チームではないけども、協力し合って何人かが取り組んでいけるようになると。その方が市民サービスはよくできると。そのためにはやっぱり課長が1人で、そしてその中でそのもとで、職員が働いた方がやりやすいと、そういう判断であります。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 課を1つにしないと連携できないということ自体がおかしくて、どんな課であってもどんな課にまたがっていても、きちんと課同士が連携をして、課長さん同士がその意思の疎通を図って、1つの事業にしてみれば、むしろ地域振興課と市民サービス課が連携するよりも、その本課の課と、例えばこの図でいうと、建設課と市民サービス課がしっかりと連携をしてあたることの方が、私は重要だというふうに思うんですけども。そういう意味では、地域振興課と市民サービス課を一緒にすることの意味が、私はどうしてもよくわからないんです。連携、連携、例えば名前を1つにして課長を1つにすれば、職員は連携できるのかというのも、ちょっとナンセンスだなと思うんですが。

ちょっと戻って、もし、じゃ百歩ゆずって、その本課から流れてくる業務の流れと、市民サービス課の方で流れてくる振興局長の方から流れてくるものがやりにくいと。お互い二重になってやりにくいということがあれば、その解決策は、この課を1つにするのではなくて、むしろ振興局と本課との関係をどういうふうに位置づけるのかという部分が、私は一番の解決策だと思うんです。

そういう意味で、地域振興局の権限のことなんですけれども、市長、先日来から振興局の予算と権限は減らさないと、むしろ強化していくというふうに、何度も力強く言ってくださいました。私はこれを聞いてちょっと非常に安心をしました。振興局弱体化が目的ではなかったと。むしろ

強化していきたいんだということで、最初の懸念、疑惑は、大分私の中では薄れてきたんですけど、ただまだ丸ごと本当に信じていいのかなというのが疑問が残るので、もうちょっと追求したいんですけど。

今、言われた予算と権限を強化すると。じゃ、具体的にその予算の中身、どのぐらいのどういう予算を強化、増額しようとしているのか、お考えはありますか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 予算の額につきましては、これからまた振興局の中で、市民の要望にこたえて、こういうことにこたえていきたいというような、そういうものを策定する中で、予算が生まれてくると思います。それに加えて、その予算を見合ったものにしていかなくちゃいけないだろうと。最初から予算をこのぐらいでやれというんじゃなくて、こういう状況があるからこれぐらいの予算が要するという、野放図に予算は設定できませんけれども、そういう限られた範囲かと思えますけれども、今よりももっともって振興局長の権限で、市民サービスが徹底できるような、そしてまた一つは、振興局長が湯布院地域、挾間地域、庄内地域の一つの中心であると、そういう形で采配を振れるような、そういう地域をつくっていかねばならないと。

そのための予算配置を考えていかねばならないと考えております。予算の額とかは、今の時点では考えておりません。ただ、権限につきましては、そういうところまで持っていかなくても、本来の形はできないというふうに考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。もうちょっと安心しましたけど。その予算の中身なんですけど、今年度のような200万円程度で、先日、市長も言われましたけど、地域の団体への補助金でしか使えないような200万円じゃなくて、きちんと事業予算も持たせるようなことも考えたいというようなことですし、私はそれはぜひ必要だと思います。そうしますと、200万円とかいう話ではなくて、私は、けたが1つ違ってくるんじゃないかなと思いますし、権限についてもどういう権限をつけさせるのか。

今、市長、言われましたけど、与えられた予算の決裁権限だけじゃなくて、事業決定の権限だとか、あるいは地域内で必要な政策、企画を、みずから地域内で決定する権限というようなことだと思うんですけど。じゃ、そういうような権限や予算を振興局につけたときには、逆に言えば、ほかの部長との権限の兼ね合いはどういうふうに整理をされるんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 地域振興局長は、各地域のそれぞれのものについての権限を持つということでありまして、それは大きな政策の中の1つでありまして、その政策に沿った地域づくりであると思います。その中で部長との関係というのは、必然的にそういう関係で生まれてくると思

います。市の大まかな政策については部長、そして地域の大きな振興につきましてもは振興局長と、そういう中でまさに、むしろ振興局長の方の権限の方が、じかに市民と接するわけですから。ただ、部長については、それは由布市全体を見回す部長であると。振興局長は、地域全体の振興に対する局長であるというふうに考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 原則を言うとそうなんですけど、実際にやっていると多分混乱をして、本課の部長さんと振興局長さんが、これは、どっちが責任を持てばいいんだというような話で混乱を非常に招く。多分、当事者になってみると、そういう気持ちが大変あると思うんです。それはやっていくうちに関係づくりをするのではなくて、最初にきちんとトップが、ここにはこれだけの権限をつけるんだと。

私は、もうちょっと部長さんたちがいる前で大変失礼かと思いますがけれども、部長職というのは局長だけで、本課に部長は要らない。あとはむしろ、その振興局が部長権限を持って、あとの本課は課でいいというぐらいに思っていますけど。それはどうしてかといいますと、最初に申し上げた地方分権、地域自治の原則を振りかえってみたいと思うんです。

市長が言われたように、地域の特性を生かした地方分権というものが、国単位で必要だという重要性を認めているのであれば、それをそのまま縮小すれば、私は、すなわち由布市の中の地方分権、地域自治に当てはまるはずだと思うんです。つまり、国と地方の関係というのは、そのまま由布市の中の本課と振興局の関係にも置きかえられるのではないかというふうに思うんです。

ちょっとふざけた話なんですけど、地方自治法に地方分権の条文があります。それをそのまま由布市に置きかえて読んでみたいと思います。お手元の資料2ページです。地方自治法の第1条に書いてあります。地方公共団体と国との関係性についての規定です。この「地方公共団体」というのを「地域振興局」に、「国」というのを「市」というのに置きかえてちょっと読んでみたいと思うんですが、第1条の2、地方公共団体ではなく、

地域振興局は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

市は、前項の規定の趣旨を達成するため、市においては国際社会における市としての存立にかかわる事務、全市的に統一して定めることが望ましい市民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全市的な規模で若しくは全市的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の市が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地域振興局にゆだねることを基本として、地域振興局との間で適切に役割を分担するとともに、地域振興局に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地域振興局の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

と、こういうことになるんじゃないかと思うんですけど、考え方としてです。だからこそ、私は、本当にしっかりとした自立性を地域振興局に与えるための権限と予算が必要だと。つまり真の地方自治を実現するためには、国と地方自治体が対等であって、国は地方自治体の自立と自主性が最優先にされるようにしなければならないのと同じように、由布市でも本当の由布市の地域自治を実現させるためには、本課と地域振興局というのは対等であり、本課は、地域振興局の自主性と自立性を最大限優先できるように、機能や権限をつけなきゃいけないということになるんじゃないかと思うんです。

考え方ですけど、こういうことを、私はぜひ提案して、そのために、じゃ具体的にどういう組織改革、どういう権限のつけ方がいいのかというのを、ぜひ抜本的に見直していただきたい。

以前の一般質問でも、私は本庁舎方式に反対しているわけではありません。ただ、本庁舎方式にもしっかり振興局型本庁舎方式というのを提案しましたので、ぜひそれを改めて検討をしていただきたいというふうに思います。ちょっと時間がなくなってきたので、答弁は省かせていただいて、次の問題です。ごめんなさい、後でまとめて聞きます。

ただ、この地域振興局に予算と権限をしっかりとつけてと言っていますけれども、私は、ただもう一個言わせてもらおうと、それだけでは片手落ちだと思うんです。予算と権限をつけるだけではだめなんです。予算と権限をつけるだけではなくて、その仕事の仕方とその仕事の中身、それから職員の働かせ方を変えないと、どんどんその権限や予算を与えても、これからどんどん職員が減っていくわけですから、今の人員あるいは今よりも少ない人員で、これ以上の予算やこれ以上の権限を与えても、立ち行かないのは当たり前だと思うんです。

今回、課を1つにすることで、職員を地域振興局の職員をどのぐらい減らされるおつもりなのかはわかりませんが、しかし一方で、予算と権限を与えていきたいというふうに言われています。ここの矛盾です。予算と権限を与えながら、人は減らすと。それをすると職員の負担がふえるばかりであると、私は思うんです。だからこそ、そのために機構改革をすると同時に、職員の人事管理システムですとか、事務事業の見直しですとかいうことを、同時にやらなければいけないというふうに、私は思います。

市長、その職員の意識改革が、いいですか、市長、職員の意識改革が必要だと。研修もどんどんやらせると。それで、その職員の働かせ方もどんどん向上させていくと言われてはいますが、じゃ具体的に研修に派遣させるだけでは、私は、本当に大丈夫かなと思うんですけど、具体的に職員の能力向上のためのプログラムみたいなものは検討されているのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ちょっとさっきお答えしたかったんですけど、その点について、先ほど振興局の権限の拡大で、それぞれ3地域の振興局長が全部全権を持ってやるという、それはもち

ろんそういう考え方もありますけれども、私は市長として市民から選ばれた長として、やっぱり市の全体を見渡して、その中で大きく政治をしていきたい。その中の範囲の振興局であって、その政治の方向に向かった由布市の発展をさしていきたいと、そういう地域の要望にももちろんこたえることと、そしてまた由布市の方策に沿った振興局をつくっていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つは削減につきましては、大幅に減らすとかそういうことではありません。必然的に課長が1人は減るということ、そしてまた事業の見直しによっては、若干1人ぐらい減るかもしれませんが、その大幅な削減ということではありません。目的は、そういう一つの総合力で、一つの課に改正をやっていくということであります。

研修につきましては、私は、もう由布市を発展していくのもいかなないのも、職員の能力ということに考えております。本当に恥ずかしい話ですけれども、合併して1年ちょっとしかたっておりません。職員についても、先ほど答弁をいたしましたけれども、やっと融和がとれてきたというのが現状でありまして、職員であれば、隣の課と力を合わせてやるのは当然ではないかというのは、口で言うのは簡単でありますけれども、なかなかそれが、課が違くと協力できないのが現実の状況なのであります。

それは、総務課の職員が、ほら、職員だから保険課に行ってやれと、それをやらないのは職員の怠慢だということになると、それはできないのでありまして、そういう課が違くと、そういうことからやっぱり協調性という面で違う、思いが違ってくるんです。だから、そういうことで1つにしなくてはいけないというふうに考えておるわけです。

研修につきましては、私は、まず職員が本当にそういう力をつけることが一番大事だと思いますから、今回、予算はどういうふうに組んでいるかわかりませんが、研修に力を入れていきたい。そしてまた、派遣をすることが研修ではありません。もっともっと一番大事な市民に対する待遇から、本当に公務員としての資質をつくっていきたいというふうに、今、考えております。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。最初にお答えいただいた部分で、私は、別に市長の権限を振興局長がのっとれというつもりは全然ないんです。もちろん市長が負託された市のトップでありますから、その政策に従って、それは総理大臣の役目を知事やら首長がのっとるみたいな話じゃないわけですから、そこは誤解いただかないように。

聞いたのは、もちろん職員の意識向上とか研修も重要だけれども、もっと具体的なプログラムをつくってあげないと、職員の意識が向上するのだけに期待をしても難しいんじゃないかということなんです。

参考としてお示ししました資料の3ページから6ページを、これ大分県のこないだ発表されました大分県の平成19年度の人事管理の運営方針というものです。これ、これだけじゃなくて、もう分厚いものすごく壮大な資料なんですけれども、県も今、大変な職員削減を行っておりまして、助役、ちょっと市長に話しているんで、耳打ちしないでください。県も大幅な人員削減と厳しい財政の中で、人員をうまく育成して人員を活用させないと成り立たないということで、こういう抜本的な大きな人事管理の運営方針を打ち出しているんです。これ資料がものすごく膨大でいろいろあるので、一部しか見せていないんですけれども、大変いろんなことが具体的にプロジェクトとして上がっています。

プロジェクト数51プログラムぐらいありまして、具体的にももちろん研修派遣のことだけではなくて、使い方についても、例えば最後のページ、これ読売新聞のニュースにも出たんですけれども、大分県が時差出勤というシステムを導入していると。農業普及員指導とかあるいは用地買収をするような職員は、夜間に仕事をする人が多いので、そういう夜間にはいわゆるフレックスマズを敷いて、夜間に動きやすくしてあげる。それによって、給料も時間外勤務手当も削減されるし、職員も夜毎晩毎晩、外へ出歩かなければいけないのに、朝早くから役所に来ることはないというので、午後から出勤してもいいと。こういうような具体的なシステムを取り入れてあげて、少ない人数で効率よく仕事をさせてあげられるような、こういう案と一緒に提案してあげないと、職員の負担ばかりがふえるのではないかなということなんです。

もちろんその職員の資質の向上も重要ですけども、政策システムとして人事管理システムあるいは事務事業の見直し、こういうことは同時に、組織改革をやるんだったらやっていただきたいということです。

時間がなくなってきましたのですっ飛ばしますが、2つ目の問題です。プロセスの問題です。中身ではなくて、今回の市長が提案されてきた提案の仕方です。今回の提案は、職員の中でつくったプロジェクト会議でつくったものを、いろんな作業部会だとか部長会だとか、あるいは振興局の中で議論して練り上げてきた結果だと言われましたけれども、1つだけ抜けていたのは、先日、同僚議員も指摘しましたように、こういうプロジェクト案を練り上げてくる間に、市民の声、議会の声が全然取り入れられていなかったということです。

このことについては、市長が、課の統廃合については、市民の皆さんに事前に話をすることまで考えていなかったと。で、市民のためによかれと思って、自分が自分の判断で職員の声聞いて判断したと言われましたけれども、私は、確かに課の統廃合は市長権限ですが、特に地域振興局のあり方というものについては、これは直接市民に影響する話です。職員の声聞いて、市長が判断すればいいという問題ではないと、私は思います。

もっと言うと、各町に市長が諮問して設置しました地域審議会では、今回、その意見書が出た

りいろいろしていますけれども、こういうプロジェクト案ができる前から、多分去年の秋ぐらいから挟間や湯布院の地域審議会では、地域振興局のあり方はどうあるべきかという議論をされていたと聞いています。市長は、そういう地域審議会ですらそういう議論がされていたということを御存じでしたでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 正式ではありませんけれども、そういう地域審議会そのもの、あるいは地域振興局のあり方についてはという話は承っております。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 湯布院の地域審議会は、毎回ちゃんと地域審議会をやったら、どうい話をしたかというのを地域審議会ニュースにして、自治分配して配ってくれています。私、これすばらしいなと思うんですけども、こういうことをきちんと市民の人たちに知らせている。市長ももちろん知らないわけはなかったと思いますし、市民が自分たちで、地域振興局のあり方はどういうあり方がいいかという議論をしているのを知っていながら、こういう地域振興局の組織をあたることについては、職員の中だけで決めてしまえばいいというようなことでは、私はないというふうに思います。

もっと言うと、職員の声を聞いたと言いますが、果たしてどういう職員の声を聞いたのか。全職員の声を聞いたのか。あるいはこのプロジェクト案をつくったプロジェクト検討委員会のメンバーには、その振興局の職員というのは何人入っているのでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行財政改革室です。1番議員の御質問にお答えします。

プロジェクト委員は、職員の中で公募で選んでおります。振興局の職員は1名入っております。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 1人しか入っていないんです。全課から入れろって言っているんじゃないんです。公募だからどこの課から入ってくるか、別にそれはいいんですけども。じゃ、そのプロジェクトチームが、あるいはその案は受けとめたその上の作業部会や部長会や、あるいは最後に決断する市長が、全職員の声を聞いているかどうかという話なんです。

私は、検討している部長会だとか作業部会だとかでいろんな話が出たと聞いたので、じゃどんな意見が出てきたのかと、全職員の意見を拾っているのかと言ったら、いや全職員からは拾っていない。だけど、その上の会議でいろいろ意見が出たと聞きました。じゃ、どんな意見が出たのか知りたいから議事録をくれって、総務部に言ったんですけど、総務部長はくれなかったんです、議事録を。

大体私、その議事録をくれないということは、私は大変問題だと思います。多分、反論や異論

がたくさん出ていたんだと思います。反論や異論がたくさん出ているものを見せると、都合が悪いから出さないなんていう、こういう態度は、私は大変問題だと思います。仕方がないので、私はいろんな職員に直接あたって、いろいろヒアリングをしました。そうしたら、確かにこの案についてはいろんな異論や反論、懸念がいっぱい出ていたというふうに聞きます。ここではいちいち説明しませんが、そういう一つのことに対して、反論や異論が出るのは当たり前です。そういうことに対して、賛成するような意見だけを吸い上げて取るのではなくて、むしろ反対する意見や懸念に対してどういうふうにこたえるかと、そこが、私は一番重要だと思うんです。

さっきの県の人事管理システムもそうなんですけど、これを打ち出すときに県は、全機関に向いて行って890人の職員と意見交換会をしたというんです。それで意見交換会をして、そこに出てきた意見を全部こままとめて、それに対応してどういうふうにしたのかをこ、お手元に配っていないんですけど、文書として返しているんです。（「小林さん、あと3分」と呼ぶ者あり）はい。そういうことが、私が一番大切な説明責任だと思うんです。

市長は、これは職員だけではなくて、市民に対してもそうだと思います。市民に対しても反論や異論がいっぱい出たときに、そういう声に対してどういうふうに対応するのか。参考にする参考にすると、市長は言われますけれども、参考にしました、意見は聞きましたというのだけではだめなんです。むしろ、聞いた意見で取り入れられない部分については、どうして取り入れられないのか、取り入れられないかわりにどういうことをするのか。そこをすることが、私は、本当の行政の説明責任ですし、それこそが一番必要な作業ではないかなと思います。

ちょっと時間がないので、こういうことを指摘させていただいた上で、今回の市長が、一部改正案をやるということについて、中身とプロセスの問題を指摘させていただきました。これを受けて、私は3つのことを条件に確認の意味を込めて申し上げたいと思います。

1つは、最初に言った地域振興局の予算と権限を強化するという部分については、どういう予算、どういう権限をはっきりさせるのかを明確に、できれば期限つきで示していただきたい。2つ目は、冒頭に言いました一部の改革だけで改革を終わらせるのではなくて、基本的に抜本的な改革案をきちんと示していただきたい。3つ目は、今後、地域審議会やあるいは市民に対してどういうふうな形でこたえるのか。きちんと文書で出されたら、それに対してこたえなきやいけないと思いますし、文書で出てきていなくても、そういうことを話し合っている市民にきちんとこたえていただきたい。このことを3つを条件にお願いをしたいというふうに思います。1回、答弁をお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほど申し上げましたように、予算につきましては、今後、地域振興局の取り組みと、そしてまた振興局のやりたいというようなことを踏まえて、そしてまた地域住民

の皆さんの声を聞く中での予算措置をしていきたい。

それから、2番目の権限につきましても、どういう権限を与えていけば、市民の皆さんが納得するのかと、そういうことについても十分検討をしていきたいし、もっと権限を広げていこうというふうに考えております。一応、地域振興局で市民の皆さんのサービスが、ほとんどでき上がるというような形にしていきたいというふうに思っております。それから、3番目は何でしたか、2番目は、そうですね、2番目、抜本改革案はそういうことについて、早急に立ち上げてつくっていききたいと。そして、発表していきたいと。

それから、今回の件につきましては、先ほど言いましたけれども、これまで市の機構改革につきましては、市長あるいは町長の権限で、一番最適な部分で機構改革を、これまで私もしてきました。今回もそのような感覚で取り組んでいたわけでありまして、今後はそういう機関の皆さん方の声も十分反映させながらやっていきたいと、強く思っているところでありますし、今回の件につきましては、またそういう意見も出ている審議会の皆さん方にも十分説明をし、また文書でまた説明をしていきたいというふうに強く思っております。

議長（副議長 久保 博義君） 小林君。

議員（1番 小林華弥子君） 最後に、一言だけ申し上げて終わりたいと思います。必ず、地域審議会のところには出向いて行って、きちんと説明をしてください。

私、最後に30秒だけお話申し上げます。

私は今回のことで一番心配しますのは、これが今回のその課の統廃合のことだけではなくて、由布市が今後、いろんな行政施策を進行していくときに、みんなこういう市民不在、全職員の声不在のやり方が、横行してしまうのではないかとことを一番懸念しているからなんです。由布市が、そんな市民不在の体質になってしまうんじゃないかと思うと、ぞっとするんです。住民自治ということの本質をしっかりと、私は、市長には認識していただきたい。

由布市が本当に住民自治、住民が主体の地域自治を目指すのであれば、そのために行政というのはどういう手法をとらなくてはいけないのかということを考えていただきたいんです。住民自治のまちづくりというのは、住民が主役であって、住民が考えて住民が判断して住民が動かなければいけないんです。そのために、市長は、みずからで自分が判断する前に、まずは住民の考え方を聞き、住民の判断を仰ぎ、住民のやり方を受けとめてほしい。

場合によっては、市長の判断と住民の判断が違う場合もあると思います。そういうときこそお互いがしっかりと納得するまで話し合っ、じっくりと向き合っ、市長は住民のそばまで行って、お互いに一緒に解決する方策を見つけ出してほしい。市長がそういう態度をとってくれない限り、本当の住民自治は成立しないと思います。

逆に言えば、市長がそういう態度をとってくれば、必ず住民というのはこたえてくれるはず

です。みずからで考えてみずからで判断してみずからで動こうという住民が必ずいます。そういう由布市の住民の自治力をぜひ信じて、市長はしっかりと住民自治を目指して頑張ってくださいというふうに思います。

以上、長くなりましたが、一般質問を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） これで1番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問はすべて終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は14時10分。

午後2時05分休憩

午後2時13分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。利光議員から早退願いが出ましたので、許可いたしました。

追加日程第1．陳情について

追加日程第2．発議第1号 由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

追加日程第3．大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（副議長 久保 博義君） お諮りします。去る3月1日の本会議におきまして、請願4件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。その後、陳情1件を受理いたしております。また、本日、議員発議として、発議第1号由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提出がありました。また、本年2月1日に設立いたしました大分県後期高齢者医療広域連合の選挙長から、広域連合議会議員1名の選挙についての依頼がございました。

つきましては、この陳情1件・議員発議1件・広域連合議会議員選挙の計3件を本日の日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、陳情1件・議員発議1件・広域連合議会議員選挙の計3件を本日の追加日程とし、議題とすることを決定いたしました。

追加日程第1、陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に、陳情の朗読を求めます。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。それでは、お手元に配付の陳情文書表によりまして、朗読をいたします。

氏名の敬称は省略いたします。

受理番号1、件名、療養病床の廃止、削減計画の中止と介護保険事業などの充実等を求める陳情書、陳情者、大分県保険医協会会長小手川正司。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 陳情の朗読が終わりました。

陳情受理番号第1は、会議規則第138条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、追加日程第2、発議第1号由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。21番、丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） それでは、発議第1号由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。提出者は私、丹生文雄です。賛成者は、三重野精二議員、吉村幸治議員、利光直人議員、田中真理子議員、佐藤人巳議員、二宮英俊議員、太田正美議員、佐藤友信議員、佐藤郁夫議員、高橋義孝議員、以上であります。

提案理由は、行財政改革のためであります。裏面をお開きください。比較表のところを見ていただきたいと思います。現行、費用弁償は1日「2,400円」を、改革案1日「1,500円」とするものであります。

この条例は平成19年4月1日から施行する。

以上であります。どうぞよろしく慎重審議お願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、審議に入ります。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員21名中起立21名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、大分県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合議員として本市

の市議会議員のうちから、1名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に、10番、太田正美君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10番、太田正美君が、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました太田正美君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

・ ・

議長（副議長 久保 博義君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会します。

なお、明日3月9日は午前10時より本日に引き続き、本会議を行います。御苦労さまでございました。

午後2時20分散会